

No. **141**

2018. 秋号

長野県行政書士会会報

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆



横谷溪谷（茅野市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 横谷溪谷

紅葉の名所として知られています。遊歩道が整備され、滝めぐりも楽しめます。

(写真提供：長野県観光機構)



目 次

事業報告	・「大人の文化祭」に本会も出展しました。…………… 2 ・「空家等対策に関する協定締結」について …………… 4 ・一般社団法人自動車販売協会連合会との情報交換会を行いました …………… 8
業務資料	・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて（通知） …………… 9 ・「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等 証明書交付請求者等に対する本人確認の取扱いについて」（国自情 第40号平成19年11月16日）の一部改正について ……………24 ・森林の土地の所有者となった旨の届出制度について ……………26 ・自動車保管場所証明申請に関する警察庁通達について ……………28 ・建設業許可の業種追加による経営事項審査の再審査申し立て期間に 関する変更と「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について（通知） ……29
お知らせ	・幹旋物一覧 ……………31 ・長野県収入証紙の販売について ……………31 ・行政書士業務を廃止される方へ ……………31
会議報告	・ ……………32
自由投稿	・母の葬儀を経験して ……………37
支部だより	・平成30年度 佐久支部 夏期研修会・暑気払い懇親会 ……………38 ・伊那支部との交流会 ……………39
会員の動き	・入会 ・退会 ・ご逝去 ……………40
編集後記	・ ……………40

事業報告

「大人の文化祭」に本会も出展しました。

広報監察部 吉田 靖史

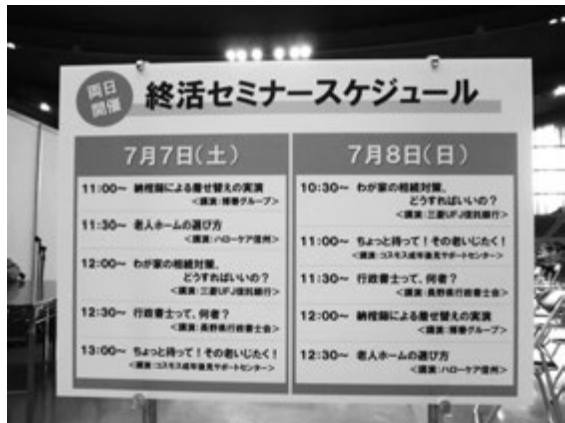
まだ酷暑がやってくる前の去る7月7日（土）、8日（日）に長野市のエムウェーブで開催された第11回「大人の文化祭」2018に本会も広報活動の一環としてブース出展を行いましたのでご報告いたします。

「大人の文化祭」は、大人の文化祭実行委員会が主催の新しい趣味やライフスタイルを提案する多彩なブースと毎回著名なゲストを招くことにより大勢の来場者が見込めるイベントです。

ちなみに今回の二日間の来場者数は、主催者発表で3万2700人とのこと。

メイン会場には「終活」をテーマにした「クールシニア」ゾーンが設けられ、その一角に本会法務部とコスモス成年後見サポートセンター長野県支部の合同ブースを出展しました。

このゾーンには、葬祭業者や信託銀行など「終活」に関心がある方に立ち寄ってもらえるようなブースが並んでいました。



終活セミナースケジュール	
7月7日(土)	7月8日(日)
11:00→ 納税額による贈与税の減額 ＜講義 精華グループ＞	10:30→ わが家の相続対策、 どうすればいいの？ ＜講義 三浦びじねす＞
11:30→ 老人ホームの選び方 ＜講義 ハローケア＞	11:00→ ちよっと待って！その思いをたく！ ＜講義 コスモス成年後見サポートセンター＞
12:00→ わが家の相続対策、 どうすればいいの？ ＜講義 三浦びじねす＞	11:30→ 行政書士って、何者？ ＜講義 長野県行政書士会＞
12:30→ 行政書士って、何者？ ＜講義 長野県行政書士会＞	12:00→ 納税額による贈与税の減額 ＜講義 精華グループ＞
13:00→ ちよっと待って！その思いをたく！ ＜講義 コスモス成年後見サポートセンター＞	12:30→ 老人ホームの選び方 ＜講義 ハローケア＞



行政書士会ブース



コスモスミニセミナー

ブースでの相談対応だけでなく、法務部とコスモス成年後見サポートセンターのメンバーがゾーン内のステージで、30分間のミニセミナーを両日行い、来場者の方には行政書士制度や行政書士が関わる成年後見制度に関心を持っていただけたものと思います。

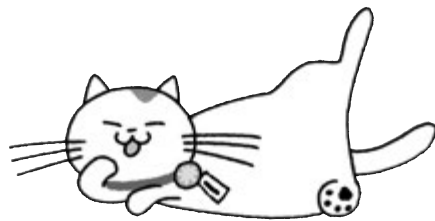


コスモスミニセミナー 2日目



法務部ミニセミナー

相談対応やミニセミナーの合間には、ゾーン内の他の出展者の方と情報交換をしたり、パンフレットやイベントに合わせて作成したポケットティッシュを来場者のみなさんにお配りしたり、広報活動に努めました。



「空き家等対策に関する協定締結」について

農林建設部、法務部 担当副会長 荻原 政吉

標記の協定を、長野市と本年8月7日長野市役所第一庁舎庁議室にて締結しました。

この目的は、長野市が実施する空き家等対策の総合的かつ計画的に推進するための事業の一環として、長野県行政書士会が相談体制の整備や事業への協力をしていこうとするものです。

この協定の主な内容は

1、長野市では

- ①長野市が実施する空き家等対策の事業や制度について、行政書士会に情報提供する。
- ②空き家等の行政手続き等に関する相談を受けた場合は、当該団体を紹介する。
- ③行政書士会が実施する相談事業等について、市民に周知する。

これらをうけ、

2、長野県行政書士会の役割として

- ①情報提供された長野市の事業や制度について、会員に周知する。
- ②空き家等の行政手続き等に関する相談体制を整備する。
- ③所有者等から相談を受けた場合に、所属会員に対し協力を求める。
- ④長野市が実施する相談事業（空き家ワンストップ相談会）へ参加協力し、所属会員を派遣する。

以上、同じくこの協定を締結している団体は、県弁護士会長野在住会、県司法書士会・同長野支部、県宅地建物取引業協会長野支部、県土地家屋調査士会長野支部、長野市建設業協会、県解体工事業協会、県建築士会長野支部、県建築士会更級支部、長野設計協同組合の9団体です。

これから、各自治体（市町村）では空き家等に対する具体的な取り組みがされようとしています。本年3月には小諸市と長野県行政書士会佐久支部とで協定が締結されています。今まで「空き家等の対策」については農林建設部、法務部が協力して対応をしてきましたが、起動良く対応できるように本年8月農林建設部員、法務部員、広報監察部員に参加頂き、「空き家等対策プロジェクトチーム」を結成発足させました。最終的な目標は「行政書士が業務として関わられるよう方向付ける」と掲げました。

活動内容は



①各自治体（市町村）への「空き家等の対策」への働きかけ、これを受けての協定締結

②県民へ「空き家等」の相談事業の実施

③国の補助事業への参画

具体的手順として、チームより各支部へアンケート（支部管轄内の市町村の空き家等の対応及び補助の有無）の実施依頼をおこなう。出されたアンケートを集計し、これを基に各支部を通して市町村に対し「空き家対策等の必要性」

をPRし、行政書士が協力できる具体案の検討をおこない協定に結びつけるとしました。

今後、各支部におかれましては、この主旨にご賛同頂き、ご協力をお願い申し上げます。

以上、報告と致します。



空家等対策に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会（以下「乙」という。）とは、甲の区域内の空家等対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が社会的使命と双方の信義、誠実の原則に則り、相互に連携・協力し、適正管理や利活用などの空家等対策を総合的かつ計画的に推進することで、特定空家等となることを防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに付属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態又はその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、空家等対策に係る甲の事業や制度等について、乙に情報提供すること。

- 2 甲は、所有者等から空家等や解体跡地の各種行政手続き等の相談を受けた場合に、乙を紹介すること。
- 3 甲は、甲のホームページなどにより、乙が実施する相談事業等の業務を市民に広報すること。

（乙の役割）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された空家等対策に係る情報について、所属会員に周知すること。

- 2 乙は、空家等や解体跡地の各種行政手続き等に関する相談窓口を設置すること。
- 3 乙は、所有者等から相談を受けた場合に、所属会員に対し協力を求めること。
- 4 乙は、甲が行う相談事業等の実施にあたり、当該相談事業等に協力する者を所属会員から派遣すること。

（秘密の保持）

第5条 この協定に基づく業務に携わる者は、当該業務の履行に際し知り得た情報を他に

漏らし、又は不当に使用してはならない。

(苦情等の処理)

第6条 この協定に基づく業務の履行に際し苦情等が発生した場合には、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。

(協定の期間)

第7条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙から書面による解除の申出がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月7日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市長

加藤久雄

乙 長野市大字南長野南県町1009番地3

長野県行政書士会

会長

山本準一

一般社団法人自動車販売協会連合会との情報交換会を行いました

運輸交通副部長 中塚 千夏

9月3日に本会にて一般社団法人自動車販売協会連合会（自販連）の五明利雄専務理事、遠藤丈夫事務局長、千村勇隆業務部長、小林徳和業務課長の計4名と赤羽副会長、大槻運輸交通部長、良川運輸交通部員、副部長の私中塚との情報交換会が行われました。

長野県におけるOSS導入促進について、またOSSに移行した後の車庫証明について、その他 丁種封印（出張封印）の活用検討についての内容を主な議題として、大変有意義な情報交換を行うことが出来ました。

特に昨年の12月1日付で長野運輸支局から委託契約が締結された丁種封印ですが、乙種受託者（型式指定車の新車販売業者）と丙種受託者（都道府県の中古車販売協会）の会員の販売したものは除外となっているため、乙種受託者である自販連から再委託されることで、行政書士が乙種受託者の名において封印取り付けを行うことが出来るよう、出張封印の理解をして頂く初めての機会となりました。

その他の議題に関しても、OSSの導入を前に、変わりゆく諸手続きの中で双方の認識の確認をする場として大変重要な意見交換をすることが出来ました。

数年前には定期的に自販連との交流会が開催されていましたが、残念ながらここ数年の間、未開催となっており、今回の情報交換会は数年ぶりの交流会となりましたが、定期的に情報交換をして交流することの重要性を再確認致しました。

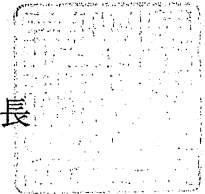
今後も継続して交流会を開催し、双方の理解を深めるとともに、我々行政書士の業務が拡大していくよう活動していきたいと思っております。

業 務 資 料

30 建政第 111 号
平成 30 年（2018 年）7 月 24 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて（通知）

登録基幹技能者については、平成 30 年 4 月 1 日から専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件を満たす旨の通知を平成 30 年 3 月 28 日付け 29 建政第 310 号で通知したところですが、資格の確認方法について国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課から別添のとおり通知がありました。

貴職におかれましては、登録基幹技能者の主任技術者要件の確認について、的確な運用が図られますよう御配意願います。

建設政策課建設業係

松澤 繁明（課長） 小林 和弘（担当）

電 話 026-235-7293

F A X 026-235-7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

建設政策課技術管理室

藤本 濟（室長） 松林 純一（担当）

電 話 026-235-7312

F A X 026-235-7482

E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp

平成30年7月11日

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）及び同規則の規定に基づく告示（建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号））により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を修了した者については、本年4月1日より、主任技術者の要件を満たす者として認められることとなりました。

これに伴い、「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）により、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請しているところです。

ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局におかれましては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、別表をご活用の上、円滑な事務手続きに努めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

【参考資料】

- ・登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて
- ・登録基幹技能者の主任技術者要件への認定
- ・登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（抄）（平成29年国土交通省令第67号）
- ・建設業法施行規則第7条の3第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成30年国土交通省告示第435号）
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）

別 表

【従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習】

登録番号	登録基礎技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基礎技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基礎技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基礎技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基礎技能者講習	電気、電気通信	11	登録PC基礎技能者講習	土木(※)とび、土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基礎技能者講習	内装仕上	26	登録冷凍空調基礎技能者講習	管
3	登録造園基礎技能者講習	造園	12	登録鉄筋基礎技能者講習	鉄筋	19	登録カツ・カーフウォール基礎技能者講習	建具	27	登録運動施設基礎技能者講習	土木(※)、とび、土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基礎技能者講習	とび、土工	13	登録圧接基礎技能者講習	鉄筋	20	登録エクステリア基礎技能者講習	タイル、れんが、ブロック、とび、土工、石	28	登録基礎土工基礎技能者講習	とび、土工
5	登録防水基礎技能者講習	防水	14	登録型枠基礎技能者講習	大工	21	登録建築板金基礎技能者講習	板金、屋根	29	登録タイル張り基礎技能者講習	タイル、れんが、ブロック
7	登録建設塗装基礎技能者講習	塗装	15	登録配管基礎技能者講習	管	23	登録ダクト基礎技能者講習	管	31	登録消火設備基礎技能者講習	消防施設
8	登録左官基礎技能者講習	左官	16	登録薦・土工基礎技能者講習	とび、土工	24	登録保温保冷基礎技能者講習	熱絶縁	32	登録建築大工基礎技能者講習	大工
9	登録機械土工基礎技能者講習	土木(※)、とび、土工	17	登録切断穿孔基礎技能者講習	とび、土工	25	登録グラウト基礎技能者講習	とび、土工	33	登録硝子工事基礎技能者講習	ガラス工事

※登録機械土工基礎技能者講習、登録PC基礎技能者講習及び登録運動施設基礎技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められないことに留意する必要がある。

【従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習】

登録番号	登録基礎技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
2	登録橋梁基礎技能者講習	鋼構造物、とび、土工
6	登録トンネル基礎技能者講習	土木(※)、とび、土工
10	登録海上起重基礎技能者講習	土木(※)、しけんせつ
30	登録標識・路面標示基礎技能者講習	とび、土工、塗装
22	登録外壁仕上基礎技能者講習	塗装、左官、防水

※登録トンネル基礎技能者講習及び登録海上起重基礎技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められないことに留意する必要がある。

登録基幹技能者講習修了証の取扱いについて

- 登録基幹技能者は、平成30年4月1日より、主任技術者要件を満たす者として認められることとなった。
※平成29年国土交通省令第7号、平成30年国土交通省告示第435号
- これに伴い、主任技術者の要件を満たしていることを講習修了証により証明できるようにするため、速やかに講習修了証の再交付に努めるよう、登録講習実施機関へ要請している。
※平成30年3月15日付国土建第70号「登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）」国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知
- ただし、上記通知の施行前に交付された講習修了証でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、建設業許可部局及び工事発注部局においては、主任技術者要件や営業所における専任の技術者要件を確認する際には、以下の表を活用し、円滑な事務手続きに努められたい。

＜従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習＞

以下の講習について、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について、10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者講習	電気、電気通信	11	登録PC基幹技能者講習	土木(※)、とび、土工、鉄筋	18	登録内装土工工事基幹技能者講習	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者講習	管
3	登録造園基幹技能者講習	造園	12	登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋	19	登録ロック・トレンチ4基幹技能者講習	建築	27	登録運動施設基幹技能者講習	土木(※)、とび、土工、舗装、塗装
4	登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび、土工	13	登録圧接基幹技能者講習	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者講習	タイル・レンガ・ブロック、とび、土工、石	28	登録基礎工基幹技能者講習	とび、土工
5	登録防水基幹技能者講習	防水	14	登録型枠基幹技能者講習	大工	21	登録建築板金基幹技能者講習	板金、塗装	29	登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・レンガ・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者講習	塗装	15	登録配管基幹技能者講習	管	23	登録ダクト基幹技能者講習	管	31	登録消火設備基幹技能者講習	消防施設
8	登録左官基幹技能者講習	左官	16	登録舗・土工基幹技能者講習	とび、土工	24	登録保温保冷基幹技能者講習	断熱舗	32	登録建築大工基幹技能者講習	大工
9	登録機械土工基幹技能者講習	土木(※)、とび、土工	17	登録切断穿孔基幹技能者講習	とび、土工	25	登録グラウト基幹技能者講習	とび、土工	33	登録網子工事基幹技能者講習	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

＜従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習＞

以下の講習については、従前の講習修了証では、主任技術者の要件を満たしていることを確認出来ないため、留意されたい。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
2	登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物、とび、土工
6	登録トンネル基幹技能者講習	土木(※)、とび、土工
10	登録海上起重基幹技能者講習	土木(※)、しんせつ
22	登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装、左官、防水
30	登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび、土工、塗装

○登録橋梁基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録海上起重基幹技能者講習及び登録標識・路面標示基幹技能者講習については、複数の建設業における経験年数を合算することにより、講習の受講資格（10年以上の実務経験）を満たして講習を修了した者がいることから、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。
※登録トンネル基幹技能者講習及び登録海上起重基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

○登録外壁仕上基幹技能者講習については、従前の講習修了証に実務経験を有する建設業の種類が記載されておらず、塗装、左官、防水のうち、いずれの建設業の種類についても10年以上の実務経験を有しているか確認できないため、従前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしているか確認ができない。

(参考)登録基幹技能者講習修了証の様式について

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号

氏名 (生年月日 年 月 日)

実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

この者は、(建設業の種類)について、建設業法第24条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

⇒ 新様式には、主任技術者の要件を満たす者であると認められる旨明記することとなっている。

(旧様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号

氏名 (生年月日 年 月 日)

実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番)

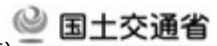
⇒ 旧様式においても、10年の実務経験を有する建設業の種類が明記されており、一部の講習(※)を除き、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

- ※登録橋梁基幹技能者講習
- 登録トンネル基幹技能者講習
- 登録海上起重基幹技能者講習
- 登録標識・路面標示基幹技能者講習
- 登録外壁仕上基幹技能者講習

注:登録建築大工基幹技能者講習の修了証には、建設業の種類が記載されていないが、同講習の受講資格として設定している建設業の種類は「建築大工」のみであるため、修了証により建築大工に係る主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録基幹技能者の主任技術者要件への認定

(平成29年11月10日公布・施行)



- ・できる限り信頼性・専門性の高い公的資格保有者の配置を推進していく観点から、登録基幹技能者のうち、専門工事に関する実務経験年数が主任技術者と同等以上と認められる資格について、建設業法に規定する主任技術者要件として認定を行う。

<改正内容>

- 登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※ 建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

公的資格を有する者の配置推進

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監督技術者	技術検定(1級:6種目) 【土木、建築、電気、管、造園、建設機械】 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 造園、建設、舗装、造園) 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任技術者	技術検定(2級:6種目) 【土木、建築、電気、管、造園、建設機械】 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	建設業法での 登録資格(4資格) 認定・登録の推進 その他 国家資格 (2級建築士等)	最終学歴に応じた 実務経験年数

登録基幹技能者の認定

現在の主任技術者要件は、工事種類ごとに10年以上の実務経験を有すること(学歴に応じた短縮規定あり)とされているが、登録基幹技能者はこの10年以上の経験に加え、職長として3年以上の経験を有するなど、要件以上の豊富な知識・経験を有している

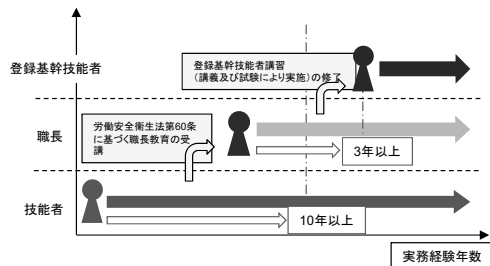
〔現場において資格未取得者を主任技術者として配置する場合、
工事経験を書面で確認する等の手間を要しており、登録基幹技能者の認定により、こうした手間の軽減が期待〕

〔登録基幹技能者講習の受講要件〕

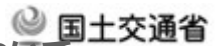
- ① 基幹的な役割を担う職種で10年以上の実務経験
- ② 3年以上の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格(最上級の技能者資格等)の保有

〔資格者数〕33職種(43機関) 56,977人(平成29年3月末現在)

登録基幹技能者となるための実務経験等について



登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について



登録基幹技能者講習	建設業の種類
登録電気工事基幹技能者講習	電気工事業、電気通信工事業
登録橋梁基幹技能者講習	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
登録造園基幹技能者講習	造園工事業
登録コンクリート圧送基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録防水基幹技能者講習	防水工事業
登録トンネル基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録建設塗装基幹技能者講習	塗装工事業
登録左官基幹技能者講習	左官工事業
登録機械土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録海上起重基幹技能者講習	しゅんせつ工事業
登録PC基幹技能者	とび・土工工事業、鉄筋工事業
登録鉄筋基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録圧接基幹技能者講習	鉄筋工事業
登録型枠基幹技能者講習	大工工事業
登録配管基幹技能者講習	管工事業
登録處・土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録切断穿孔基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録内装仕上工事基幹技能者講習	内装仕上工事業
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習	建具工事業
登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
登録建築板金基幹技能者講習	板金工事業、屋根工事業
登録外壁仕上基幹技能者講習	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
登録ダクト基幹技能者講習	管工事業
登録保温保冷基幹技能者講習	熱絶縁工事業
登録グラウト基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録冷凍空調基幹技能者講習	管工事業
登録運動施設基幹技能者講習	とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
登録基礎土工基幹技能者講習	とび・土工工事業
登録タイル張り基幹技能者講習	タイル・れんが・ブロック工事業
登録標識・路面標示基幹技能者講習	とび・土工工事業、塗装工事業
登録消火設備基幹技能者講習	消防施設工事業
登録建築大工基幹技能者講習	大工工事業
登録硝子工事基幹技能者講習	ガラス工事業

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(抄)

○国土交通省令第六十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百七十六号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号ハ並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣 石井 啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>		<p>（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）</p> <p>第七条の三 法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	
<p>(略)</p> <p>電気通信 工業業</p>	<p>一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>三 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p>	<p>(略)</p> <p>電気通信 工業業</p>	<p>(新設)</p> <p>一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し五年以上実務の経験を有する者</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三 前号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する</p>		<p>(新設)</p>	

登録基礎技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者
 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

四 (別表) (二)

コード	資格区分
(略)	(略)
建設業	
3 0	(略)
3 1	一級電気通信工事施工管理技士
3 2	二級 "
3 3	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

三 (別表) (二)

コード	資格区分
(略)	(略)
建設業	
3 0	(略)
(新設)	(新設)
3 3	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(別表) (四)

コード	資格区分
(略)	(略)
建設業	
2 3 0	(略)
1 3 1	一級電気通信工事施工管理技士
2 3 2	二級 "
1 3 3	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(別表) (四)

コード	資格区分
(略)	(略)
建設業	
2 3 0	(略)
(新設)	(新設)
1 3 3	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定規則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件

○国土交通省告示第四百三十五号

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十七号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を次のとおり定める。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣 石井 啓一

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

大工工事業	一 登録型枠基幹技能者 二 登録建築大工基幹技能者
-------	------------------------------

左官工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録左官基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録橋梁基幹技能者 二 登録コンクリート圧送基幹技能者 三 登録トンネル基幹技能者 四 登録機械土工基幹技能者 五 登録P C基幹技能者 六 登録鳶・土工基幹技能者 七 登録切断穿孔基幹技能者 八 登録エクステリア基幹技能者 九 登録グラウト基幹技能者 十 登録運動施設基幹技能者

	<ul style="list-style-type: none"> 十一 登録基礎工基幹技能者 十二 登録標識・路面標示基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者
管工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 登録配管基幹技能者 二 登録ダクト基幹技能者 三 登録冷凍空調基幹技能者

タイル・れんが・ブロック工事業	一 登録エクステリア基幹技能者 二 登録タイル張り基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	一 登録P C基幹技能者 二 登録鉄筋基幹技能者 三 登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者

板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	一 登録建設塗装基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者 三 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	一 登録防水基幹技能者 二 登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者

熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	一 登録造園基幹技能者 二 登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に、本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、本則に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

3 本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業以外の建設業（同表の上欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

各地方整備局長等建設業担当部長 殿
各都道府県主管部局長 殿
建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長

登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

標記について、登録基幹技能者の主任技術者の要件への認定に伴い所要の改正を行ったことから、登録基幹技能者講習事務の申請及び実施に当たっては、下記により取扱われたい。

本通達は、平成30年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月23日付け国土建整第181号は本通達の施行をもって廃止する。

記

1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

① 講義の概要

- ア 講義を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ イの内容ごとの講義時間
- エ イの内容ごとの講師となるべき者

② 試験の概要

- ア 試験を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ 試験時間、問題数及び試験方法

(2) 規則第18条の3の2第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ① 登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類
- ② 登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容
- ③ 規則第18条の3の5の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。
 - ア 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。

イ 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。

ウ 規則第 18 条の 3 の 10 に定める過去 5 年間分の財務諸表等の保管状況。

エ 規則第 18 条の 3 の 14 第 1 項に定める帳簿及び同条第 4 項に定める過去 3 年間分の書類の保管状況。

2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について

事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第 18 条の 3 の 4 第 1 項各号に掲げる要件及び規則第 18 条の 3 の 6 各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。

(1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 2 号関係）

登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。

(2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 3 号関係）

① 規則第 18 条の 3 の 2 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。

② 講義時間及び試験時間は、それぞれ 50 時間以下、3 時間以下を目安とすること。

③ 試験方法は四者択一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第 18 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。

(3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 4 号関係）

① 建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講資格として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講資格としないこと。

ア 建設工事に関する実務の経験：1 の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が 10 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 10 年以上であること）

イ アのうち職長の経験：3 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 3 年以上であること）

② 熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。

ア 登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする

イ アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる（特定の所属の者しか受験等できない場合は不可）

ウ ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）を要件とすることは差し支えない

③ 受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めることについて事務規程に定めること。

ア 実務の経験及び職長の経験を証明する書類（建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験

の内容（工事名、作業内容及び期間を含む。）が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なもので、その内容について事業主（事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実と相違がない旨の誓約を求めること）

イ 職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類

(a) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条に規定する教育を受けたことを証する書類

(b) 上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの

④ 登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ 2 回までに限るものとする。

(4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 5 号関係）

受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。

(5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 6 号関係）

講習委員として、平成 20 年国土交通省告示第 362 号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。

(6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項（規則第 18 条の 3 の 8 第 9 号関係）

① 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。

② ①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号ロに適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。

③ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が規則第 7 条の 3 第 3 号に該当する場合は、別紙の例に倣い、該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められることをその表面に記載すること。

④ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面（備考欄）に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。

ア 氏名を変更した場合の変更後の氏名

イ ①により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講資格を満たした場合の当該建設業の種類の追加

ウ ③により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合（③による建設業の種類の記載がない場合において、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合を含む。）の当該建設業の種類の追加

⑤ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。

(7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項（第 18 条の 3 の 8 第 14 号関係）

① 更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。

ア 更新手続きの実施場所に関する事項

イ 更新手続きの日程に関する事項

ウ 更新手続きの申込みに関する事項

エ 更新手続きの手数料の額に関する事項

オ 更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項

- ② 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。
また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。
- ③ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。
- ④ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後1年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加対象とはならないことに留意すること。

3 本通達の施行より前に登録基幹技能者講習を修了した者に限り、2の(3)の①のア及びイの年数の要件を単一の建設業の種類における経験年数によって満たさない場合であっても、1の(2)の①の複数の建設業の種類における経験年数によって満たす場合には、2の(7)の更新手続きを行うことができる。ただし、この場合は2の(6)の③、2の(6)の④のウは、適用しないこととする。

4 本通達の施行より前に交付された講習修了証は今後も有効とするが、施行後、登録基幹技能者講習実施機関は2の(6)の③、2の(6)の④のウの記載をした講習修了証を2の(3)の①のア及びイを満たす者に速やかに交付するよう努めること。交付に係る費用は、事務規程に定めるところにより、実費分を本人負担とすることができるものとする。

(別紙)

修了証 表面の記載例

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証	
	修了証番号 第 号
	氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	実務経験を有する建設業の種類： 工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
修了年月日 年 月 日	
有効期限 年 月 日	
(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印	
(登録番号 第 番)	

日行連発第513号
平成30年8月9日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者等
に対する本人確認の取扱いについて」(国自情第40号平成19年11月16日)の一部改
正について (周知依頼)

標記について、国土交通省より、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。
当会にて、会員サイトでの周知をいたしますが、各単位会におかれましても、会員への
周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者等
に対する本人確認の取扱いについて」(国自情第40号平成19年11月16日)の一部改
正について (平成30年7月27日付・国自情第92号の2)

以上



国自情第92号の2
平成30年7月27日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「自動車検査証再交付申請者、二輪の小型自動車の検査記録事項等証明書交付
請求者等に対する本人確認の取扱いについて」(国自情第40号平成19年11月
16日)の一部改正について

標記について、別添のとおり各運輸局自動車技術安全部長及び運輸総合事務
局運輸部長あて通知したため、貴職におかれましても了知されるところに、貴
会傘下会員に対しこの旨周知願います。

【別紙改正添付込み】

1. 確認の実施

① 自動車検査証再交付申請

自動車検査証の再交付にあたっては、申請者又は申請代理人が再交付申請書に記載した氏名及び住所が正しいことを2.の方法により確認の上、交付するものとする。

② 検査記録事項等証明書交付請求

検査記録事項等証明書の交付請求にあたっては、自動車登録検査業務電子情報処理システムを使用して、当該請求に係る二輪の小型自動車所有者の確認を行うものとし、当該システムに記載されている現在の所有者と請求者の氏名及び住所が一致しないときは、当該証明書を交付しないものとする。

ただし、以下の書面の提出等をもって、請求者が当該自動車の所有者であることが確認できるときはこの限りではない。

I. 二輪自動車検査ファイル上の所有者の氏名又は名称及び住所に変更がある場合

- ・その変更の原因を証明できる書面（住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等）

II. 二輪自動車検査ファイル上の所有者に変更がある場合

イ 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書

- ・ 原本を提示の上、写しを添付

ロ イの書面を紛失等により提出できない場合、二輪自動車検査ファイル上の所有者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの。自動車検査証返納後、所有者変更記録を受けた場合はその所有者）

- ・ 原本を提示の上、写しを添付

ハ 譲渡証明書

- ・ 原本を提示の上、写しを添付
- ・ 譲渡人は実印を押印

III. I又はIIによる書面の提出が困難な場合

- ・ 運輸支局長が、請求者が当該自動車の所有者であると判断できる書面
この場合における判断については、管轄運輸局に相談するなど慎重に取り扱うこととする。

また、検査記録事項等証明書交付請求者又は申請代理人が請求書に記載した氏名及び住所が正しいことを2.の方法により確認の上、交付するものとする。

2. 確認の方法

本人確認は、自動車検査証再交付申請書及び検査記録事項等証明書交付請求書の請求者、申請人欄又は申請代理人欄に記載された者について、次に掲げるいずれかの書面による確認する方法によるものとする。

① 運転免許証

② 被用者保険証、国民健康保険被保険者証

③ パスポート、在留カード若しくは特別永住者証明書

④ 顔写真付き又は氏名及び住所が確認できる身分証明書

3. 所轄警察署との連携等

1. 及び2.の確認を実施しようとした際に、交付請求（申請）者が確認に抵触することを拒否する等その言動等から不審と認められた場合は、警察との協議によりあらかじめ定めておく所轄警察署の担当窓口に通報するとともに、対応方法について相談するものとする。

4. 一般への周知

犯罪の防止等の観点から氏名及び住所が虚偽でないかを確認する旨を記載した書面を、運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口に加え付け、引き続き一般に周知して理解を求めるとする。

事務連絡
平成30年8月

各単位会長様

日行連発第608号
平成30年9月5日

日本行政書士会連合会 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

林野庁森林整備部計画課長

森林の土地の所有者となった旨の届出制度について

日頃より、森林・林業・木材産業行政の推進について御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7の2に基づく「森林の土地の所有者となった旨の届出」については、平成24年4月1日に制度が施行され、個人・法人、面積に関わらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併等により、新たに森林の土地の所有者となった場合、土地の買受者や相続人が届出を行うこととなっております。

このため、林野庁をはじめ都道府県・市町村においても林務部局等から森林所有者等への周知を図っているところですが、不動産取引や相続に関して法律面での相談に対処されている行政書士の皆様にも本制度の内容をお知らせするとともに、相談者に対して適切な助言をお願いたしたいと考えております。

つきましては、貴会が発行されている機関誌への掲載や研修会・会議等を通じた周知について御協力いただきますようお願いいたします。

また、本制度の概要を記載したリーフレットを次のとおり送付しますので御活用いただけます。

記

リーフレット送付部数：500部

【別添】
・森林の土地の所有者となった旨の届出制度の周知について
（事務連絡 林野庁森林整備部計画課長）

【林野庁ホームページ】

・<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

（※「森林の土地の所有者届出制度の概要」（PDF）よりリーフレットをダウンロードすることができます。）

担当：林野庁森林整備部計画課森林計画指導班
課長補佐 伊奈 康治
森林調査技術専門官 本阿彌 俊治

Tel (03) 6744-2300

E-mail:yasuharu_ina830@maff.go.jp

toshiharu_honami570@maff.go.jp

以上

森林の土地を取得したときは届出が必要ですよ

～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。



Q なぜ届出制度ができたのですか？

- 森林の所有者が分らないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができな
 - ② 事業者が間伐等をする場合に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

個人が法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が指定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000㎡、その他の都市計画区域:5,000㎡、都市計画区域外:10,000㎡

Q どのように届出を行うのですか？

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の届出

市役所・県庁

Q どのような届出書を提出するのですか？

A 届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。

- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書

市町村長 宛 年 月 日

住所 氏名 (個人にあっては、名) 印
届出人 (親及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の2の2第1項の規定により届け出ます。

届出する土地	届出する土地の面積		用途	用途(㎡)	用途割合
	地積	面積			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

届出事項

- 1 新に取得した森林の土地について、その取得する旨を届出に届出すること。
- 2 既に取得する旨の届出について、取得を解除することである。
- 3 取得する旨の届出後、変更、追加、削除、取消の届出を提出することである。
- 4 土地に関する事項は、事務の専断に依り、一筆の土地ごとに届出すること。
- 5 面積、坪・メートルを単位とし、小数第2位を四捨五入し、整数を記載すること。
- 6 用途割合は、新に取得した土地について算出している場合は記載すること。
- 7 用途割合は、森林の土地の用途、森林の土壌の調査の結果を基に算出する場合は記載すること。
- 8 取得する旨に届出する旨の届出を届出すること。
- 9 1) 取得した土地の位置を示す図面
2) 土地の登記事項証明書その他の権利取得の届出を提出する書類

Q 届出を出さないといけないのですか？

A 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

No!

無届

No!

虚偽届出



森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の森林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要ですよ(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。



日行連発第 6 2 6 号
平成 3 0 年 9 月 7 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

自動車保管場所証明申請に関する警察庁通達について（周知）

警察庁より、平成 30 年 7 月 24 日付で、自動車保管場所証明申請等の適正化に関する通達が発出されておりますのでお知らせいたします。

申請等の際に規則に定められた必要書類が全て提出されているのであれば、当該申請等を適切に受理しなければならないことを基本的な考え方とし、使用権原疎明書面や規則の定めのない添付書類の取扱いなどを定めています。

当会にて、会員サイトでの周知をいたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【警察庁ホームページ】

- ・ <https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu.html#kisei>
(通知・通達一覧のページ)

交通規制課

「自動車の保管場所証明申請等の適正な取扱いについて」
(平成 30 年 7 月 24 日丁規発第 87 号)

- ・ <https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20180724.pdf>
(通達の PDF 文書)

以 上



30 建政第 159 号
平成 30 年 (2018 年) 10 月 2 日

長野県行政書士会長 様

長野県建設部長



建設業許可の業種追加による経営事項審査の再審査申し立て期間に
関する変更と「経営事項審査申請書作成の手引」の改正について (通知)

このことについて、経営事項審査申請者の利便性向上を図るため、下記及び
別添のとおり変更等を行いました。

については、会員各位への周知について御配意いただきますようお願いします。

記

1 変更内容

業種追加による経営事項審査の再審査申し立て期間を「新たな業種の許
可を受けた日から 30 日以内」から「審査基準日以降の直近の事業年度の終
了の日までの間」に変更。

2 その他

県ホームページに改正後の手引を掲載しますので、御活用ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/shinsa/index.html>

建設政策課建設業係

担 当 松澤 繁明 (課長) 小林 和弘 (担当)

電 話 026-235-7293 (直通)

F A X 026-235-7482

E-mail kensetsu@pref.nagano.lg.jp

建設業許可の業種追加による経営事項審査の再審査
申し立て期間について（平成 30 年 10 月改正）

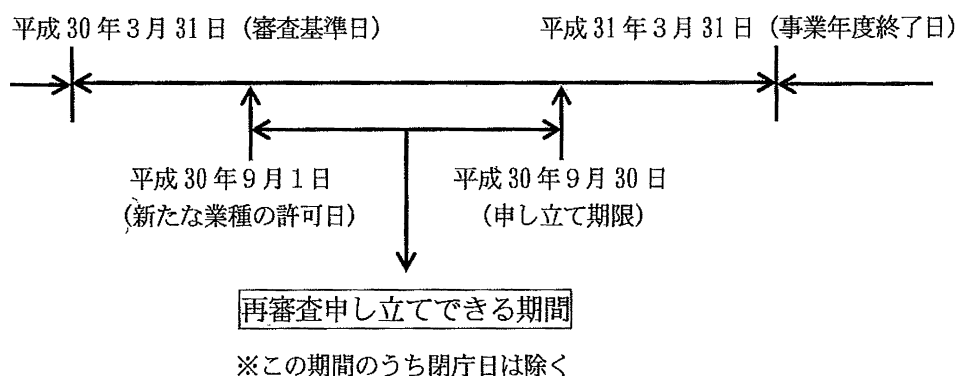
○変更の概要

経営事項審査の申請後、新たな業種の許可を受けた場合に、業種追加による経営事項審査の再審査を申し立てることができる期間について、経営事項審査申請者の利便性向上を図るため、下記のとおり変更を行いました。

例) 3月31日が事業年度終了日である場合

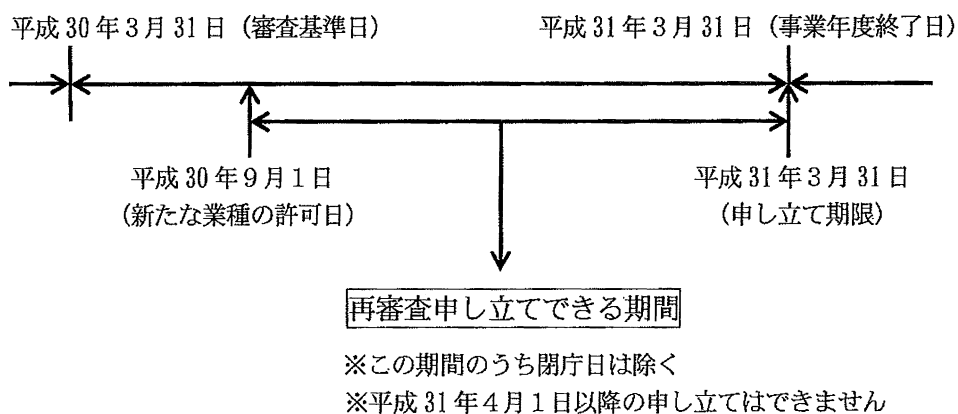
<変更前>

再審査申し立てできる期間：新たな業種の許可を受けた日から 30 日以内



<変更後>

再審査申し立てできる期間：審査基準日以降の直近の事業年度の終了の日までの間



H30. 10

経営事項審査申請書作成の手引 主な改正内容

ページ	改正箇所	改正内容
11	再審査について	(1) ①イの新たな業種の許可を受けた場合の再審査について、再審査申し立てを行うことができる期間を、「許可を受けた日から 30 日以内」から「審査基準日以降の直近の事業年度の終了の日までの間」に変更しました。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています(行政書士法施行規則第12条)。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています(行政書士登録事務取扱規則第24条の4)。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会 議 報 告

□第2回封印管理委員会

- 1 と き 平成30年7月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員、松島委員
- 4 会議事項
 - (1) 丁種封印拡張申請について
 - (2) 長野県OSS進捗状況について
 - (3) その他

□丁種封印名簿登載希望者事前研修会

- 1 と き 平成30年7月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員、会員12名

□日行連全国広報担当者会議

- 1 と き 平成30年7月25日(水)、26日(木)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出席者 吉田広報監察部長

□関地協国際業務連絡会

- 1 と き 平成30年7月26日(木)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出席者 赤羽部長
- 4 議 題
 - (1) 副代表幹事の選出について
 - (2) 連絡会の今後の運営方針について
 - (3) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成30年7月27日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業について

- (2) 空き家等対策に関する協定について
- (3) 会員からの会費減免申請について
- (4) 綱紀案件(会費長期滞納者)について
- (5) 選挙管理委員の承認について
- (6) 行政書士制度広報月間について
- (7) その他

□理事会・部長及び支部長会

- 1 と き 平成30年7月27日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、松島、岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、大槻部長、和田委員長、林、小口各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業について
 - (2) 空き家等対策に関する協定について
 - (3) 会員からの会費減免申請について
 - (4) 綱紀案件(会費長期滞納者)について
 - (5) 選挙管理委員の承認について
 - (6) 行政書士制度広報月間について
 - (7) その他

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成30年7月31日(火)
- 2 と ころ 佐久市、佐久平交流センター
- 3 出席者 荻原、渡邊各佐久支部会員

□平成30年度自動車保有関係手続きのワンストップサービスに係る連絡会(兼準備会)

- 1 と き 平成30年8月1日(水)
- 2 と ころ 長野市、北陸信越運輸局長野運輸支局
- 3 出席者 大槻部長、中塚副部長、良川部員
- 4 内 容

- (1) 平成29年度ワンストップサービスに係る連絡会開催以降の動き
- (2) 意見交換
- (3) その他

□第6回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年8月2日(木)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者4名
- 4 内 容
 - (1) 調停の流れと申立書類等手続様式の解説
 - (2) ADRスキルの復習
 - (3) 模擬調停(振り返り)

□「空家等対策に関する協定」の締結式

- 1 と き 平成30年8月7日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野市役所
- 3 出席者 山本会長、荻原副会長、三井政連会長、木内事務局長

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成30年8月8日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 永村副部長、二瓶部員、受講者8名

□綱紀委員会

- 1 と き 平成30年8月10日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 岡部委員長、宮下副委員長、一之瀬職務代理者、青木、奥村各委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件の報告
 - (2) 会費滞納者の聴取について
 - (3) その他

□第1回空き家対策プロジェクト

- 1 と き 平成30年8月10日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、松島農林建設部長、

岡田法務部長、山田、小島各農林建設部員、横原法務部員、五味広報監察部員、二瓶伊那支部会員

4 会議事項

- (1) 名称について
- (2) 目的について
- (3) 活動内容について
- (4) その他

□国際部研修会

- 1 と き 平成30年8月17日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、会員16名
- 4 研修内容 行政書士申請取次実務研修会効果測定対策
- 5 講 師 国際部員

□総務部会

- 1 と き 平成30年8月20日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下総務部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) コンプライアンス研修会について
 - (2) 行政書士関係例規集について
 - (3) その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成30年8月22日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、岡田部員、受講者8名

□日行連関地協会会長会

- 1 と き 平成30年8月22日(水)
- 2 と ころ 東京都、衆議院第一議員会館
- 3 出席者 山本会長、土屋政連幹事長、木内事務局長
- 4 議 題
 - (1) 会長会
 - ①平成30年度関東地方協議会連絡会について

- ②各業務連絡会の運営について
- ③平成31年度日行連全国会長会の開催地募集について
- ④行政書士の課題について
- (2) 事務局長会議
 - ①各会事務局長からの提案内容、アンケートに沿って意見交換
- (3) 会員議員とのフォーラム
 - ①行政書士制度について意見交換

□ADR特別委員会

- 1 と き 平成30年8月23日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) ADRセンター運営について
 - (2) 調停人について
 - (3) 今後の予定
 - (4) その他

□甲田正昭先生の受章を祝う会

- 1 と き 平成30年8月25日(土)
- 2 と ころ 軽井沢町、軽井沢プリンスホテル
- 3 出席者 山本会長

□(一社)自動車販売協会連合会長野県支部との情報交換会

- 1 と き 平成30年9月3日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員
- 4 自販連 五明利雄専務理事、遠藤丈夫事務局長、千村勇隆業務部長、小林徳和業務課長

□研修部会

- 1 と き 平成30年9月4日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、渡邊、二瓶、岡田各部員

- 4 会議事項
 - (1) ブラッシュアップ研修会の役割分担について
 - (2) 特定行政書士考査対策セミナーについて
 - (3) その他

□(一社)コスモス成年後見サポートセンター通常総会

- 1 と き 平成30年9月5日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長

□広報監察部会

- 1 と き 平成30年9月6日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、宇賀神、土屋各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報141号について
 - (2) 行政書士制度広報月間について
 - (3) 行政書士記念日の広報活動について
- 5 報告事項
 - (1) 「大人の文化祭」報告
 - (2) 「全国広報担当者会議」報告
 - (3) その他

□「民法改正」研修会①

- 1 と き 平成30年9月10日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 岡田部長、榎原部員、会員36名
- 4 内 容
 - (1) 民法改正の概要
 - (2) 定型約款、賃貸借
 - (3) 消滅時効、法定利率、担保責任、債務不履行による解除・損害賠償
- 5 講 師
 - (1) 法務部岡田忠興部長
 - (2) 〃
 - (3) 法務部榎原圭司部員

日行連申請取次行政書士管理委員会責任者会議(関東地方協議会対象)

- 1 と き 平成30年9月11日(火)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出席者 赤羽部長

特定行政書士法定研修考査対策セミナー

- 1 と き 平成30年9月13日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原部長、岡田部員
- 4 内 容
 - (1) 平成27～29年度考査の傾向分析
 - (2) 今年度考査へ向けての勉強方法
 - (3) 行政法の全体構造・重要事項の解説
 - (4) 要件事実・民事事実認定の解説
- 5 講 師
特定行政書士 岡田忠興 研修部員

県弁護士会主催「防災講演会」

- 1 と き 平成30年9月14日(金)
- 2 と ころ 長野市、弁護士会館
- 3 出席者 小林法務部員
- 4 講 演
災害時に命を守る、従業員を守る～体験型学習～災害から命を守る方法について
- 5 講 師
あんどうりす先生(アウトドア防災ガイド)

農林建設部研修会

- 1 と き 平成30年9月18日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、松島部長、山田、小島各部員、会員5名
- 4 研修内容 中山間地域等直接支払制度について
- 5 講 師
長野県農政部農村振興課企画幹兼課長補佐中山間農村係長 長崎 淳 様、同主事 鈴木

郁理 様

第7回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年9月19日(水)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、手続実施者2名
- 4 内 容
 - (1) 手続実施者委嘱
 - (2) 調停の流れと申立書類等手続様式の解説
 - (3) 模擬調停(振り返り)
 - (4) その他

特定行政書士法定研修考査対策セミナー

- 1 と き 平成30年9月20日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 永村副部長、岡田部員、会員7名
- 4 内 容 今年度考査の出題予想問題の演習
- 5 講 師 特定行政書士 岡田忠興 研修部員

日行連会長会

- 1 と き 平成30年9月20日(木)
- 2 と ころ 奈良市、ホテル日航奈良
- 3 出席者 山本会長

鈴木市代先生の黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 平成30年9月22日(土)
- 2 と ころ 浜松市、オークラアクトシティホテル浜松
- 3 出席者 山本会長

総務部会

- 1 と き 平成30年9月26日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) コンプライアンス研修会について
 - (2) 行政書士関係例規集について

- (3) 支部交付金交付規程について
- (4) その他

□「民法改正」研修会②

- 1 と き 平成30年9月27日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 岡田部長、小林部員、会員21名
- 4 内 容
 - (1) 保証
 - (2) 債権譲渡、意思能力、契約の成立時期等
- 5 講 師
 - (1) 法務部小林雅希部員
 - (2) 法務部岡田忠興部長

□正副会長会

- 1 と き 平成30年10月9日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件について
 - (2) 長野県行政書士紛争解決センターの設置について
 - (3) 自動車保有関係手続きのワンストップサービスに係る連絡会について
 - (4) その他

□理事会

- 1 と き 平成30年10月9日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、白井、松島、

岡田、長田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、大槻運輸交通部長、和田ADR特別委員長、岡部綱紀委員長、三井政連会長、土屋幹事長

4 会議事項

- (1) 綱紀案件について
- (2) 長野県行政書士紛争解決センターの設置について
- (3) 自動車保有関係手続きワンストップサービスに係る連絡会について
- (4) その他

□第8回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年10月12日(金)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者4名
- 4 内 容
 - (1) 手続実施者委嘱
 - (2) 調停規程と申立書類等手続様式の解説
 - (3) 自転車事故ロールプレイ(振り返り)

□日行連全国総務部長会議

- 1 と き 平成30年10月16日(火)、17日(水)
- 2 ところ 東京都、日行連
- 3 出席者 宮下総務部長

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成30年10月17日(水)
- 2 ところ 伊那市、伊那市役所
- 3 出席者 石川、大澤各伊那支部会員

自由投稿

母の葬儀を経験して

「『母ちゃん、こんな素晴らしい葬式をやらしてもらって良かったな』—私は故人の仮祭壇の前で毎日、つぶやいております。」母の四十九日法要で話した私のあいさつの冒頭です。

ここで言いたいことは、普通葬で良かったこと、遺影は前もって作っておいて良かった—ということなのです。

金銭面が心配でしたが、新聞などで「家族葬にして後悔した」という記事を読み、知人からの言葉もあり普通葬に。おとくに付く人の費用も、頂いた香典で収まり、心配していた生花も、親戚の皆さんの厚意により、7つ供えられました。費用は、家族葬より数十万円多くかかっただけでした。

遺影は、十年前の母の姉の葬儀の前日、写真がなくて大騒ぎしたので、前もって作りました。二十数年前の私の弟の結婚式、家紋の入った留め袖を着て西陣の帯を締めています。母の人生最良の日の姿を遺影にしました。

父が仕事に失敗した中でも、私たち2人を公務員に育て上げてくれた母。その最期を立派に見送ることができました。

郵便番号 381-2204

住所 長野市真島町真島703番地

氏名 瀧澤史貴 (たきざわふみさだ)

職業 行政書士

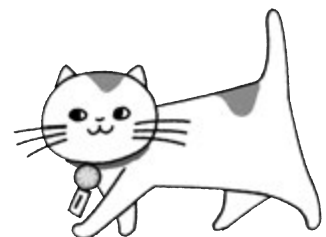
年齢 61歳

固定電話 026-285-3985

携帯電話 090-1880-3985

性別 男性

2018年9月22日土曜日発行週刊長野おたより交歓室掲載





平成30年度 佐久支部 夏期研修会・暑気払い懇親会

佐久支部広報部長 齋藤 博之

さる7月20日(金)、佐久グランドホテルに於きまして、松本支部岡田忠興先生を講師にお迎えし夏期研修会を開催いたしました。



佐藤佳苗支部長 荻原政吉副支部長 渡邊貴樹研修部長

初めに、平成30年春の叙勲を受章された甲田正昭先生及び総務大臣表彰を受賞された田嶋正人先生への御祝い贈呈式を行いました。

甲田正昭先生は、5月11日の「旭日双光賞」勲章伝達式に出席され、伝達式終了後、皇居豊明殿にて天皇陛下に拝謁されました。

田嶋正人先生は、6月21日の「総務大臣表彰状」授与式に出席されました。

今回の研修会のテーマは、「民法改正解説～行政書士が知っておくべき改正点～」です。

3時間に及ぶ講義の内容を一部ご紹介いたします。

岡田先生は、山本敬三『民法の基礎から学ぶ 民法改正』（岩波書店、2017年）を手に取り、151頁以降の付録を使い今回の改正ポイントを説明されました。この付録は改正内容を7つの区分に分類・整理したものです。また、ホワイトボードを使い、債権の譲渡制限特約の効力の見直しについて説明されました。



甲田正昭先生 田嶋正人先生



岡田忠興先生



↑ 研修会での質疑応答の場面



↑ 暑気払い懇親会—赤羽副会長と岡田先生を囲んで



伊那支部との交流会

長野支部 古谷 豊

9月8日土曜日長野支部と伊那支部との交流会が行われました。当日は長野支部10名で午前7時に長野駅東口からマイクロバスで伊那市に向けて出発しました。まずは、伊那市のかんてんぱガーデンへ。約3万坪の敷地に、伊那食品工業の本社社屋、工場のほか、レストラン、喫茶、美術館、健康パビリオンなどがある複合施設です。到着時にはあいにくの雨でしたが、美術館を楽しんだり、健康チェックで体を動か

したりと思い思いに楽しむ様子が見られました。1時間半ほど過ごした後、光前寺へ。参加者の普段の行いが良いのかこの時点で雨も止み、樹齢700年ともいわれる3本杉や光苔など壮大な庭園の散策は普段の業務で疲れた心を癒すものでした。いよいよメインの交流会、伊那支部の赤羽支部長をはじめ3名の先生とソースかつ、馬刺しと地元の名物料理を囲んで予定の時間を超える2時間近く楽しく会食させていた



だきました。昼食後は、伊那支部吉田先生のアテンドで、養命酒駒ヶ根工場へ。工場見学では稼働はされていなかったものの、商品開発、原材料へのこだわりと長く愛される商品ならではの工夫に参加者一同感心しきりでした。普段の研修会や会議ではわからない参加者の素顔を垣間見ることのできる交流会、是非皆様も積極的にご参加ください。

最後となりましたが、今回の交流会のためにご尽力いただきました、伊那支部の皆様本当にありがとうございました。



会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
長野支部	30. 8. 1	黒岩 文雄	須坂市	松本支部	30. 8. 15	山口正太郎	松本市
諏訪支部	30. 8. 15	武井 孝信	諏訪郡下諏訪町	佐久支部	30. 9. 1	小林 弘幸	佐久市
松本支部	30. 10. 2	渋川 忠男	安曇野市	松本支部	30. 10. 15	上井 利恵	安曇野市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 会 日 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 日 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 日 年 月 日
上田支部	山岸 義隆	30. 7. 31	諏訪支部	長田 健吉	30. 7. 24	諏訪支部	村上 邦之	30. 8. 31
北信支部	山本 勇	30. 8. 31	北信支部	丸山 一司	30. 9. 30	松本支部	堀田 忠彦	30. 9. 30
松本支部	山口 昭次	30. 9. 30						

法人会員

行政書士法人のぞみ（松本市城西2丁目5番12号）・行政書士法人 MAC より名称変更

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

<p style="margin: 0;">市 瀬 雅 博 殿 (飯田)</p> <p style="margin: 0;">平成30年 7 月</p>	<p style="margin: 0;">中 澤 國 明 殿 (長野)</p> <p style="margin: 0;">平成30年 8 月</p>
--	--

編 集 後 記

秋。酷暑の夏には遠い未来のように感じられた秋が、今年もちゃんとやってきました。空気は澄んで、空はどこまでも高く青く、食べ物もお酒もおいしくて…秋が一番好き、という方も多いのではないのでしょうか。「過ごしやすくなってきたし、そろそろ研修でも」という方には『研修・イベント情報管理システム』の活用をお勧めします。長野県行政書士会ホームページの『研修・イベントカレンダー』や、メール会員に配信されるメールを利用することで、研修の申し込みが簡単にできるようになりました。詳しい利用方法は、『行政書士 NAGANO 140号』（2018・夏号）をご覧ください。

「平成最後の〇〇」という言い回しを耳にするようになりました。平成30年の秋が、皆さまにとって実り多い季節となりますように。

(広報監察部 五味)

発行所	長野県行政書士会		
	〒380-0836 長野市南県町1009-3		
	TEL 026 (224) 1300	FAX 026 (224) 1305	
	ホームページ http://www.nagano-gyosei.or.jp		
	メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp		
発行者	会 長 山本 準一		
編集者	広報監察部長 吉田 靖史		印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

※2018年9月現在 弊社調べ

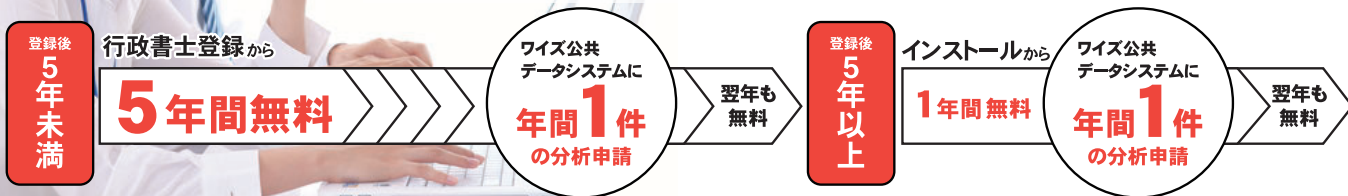
おかげさまで 民間分析機関 受付実績 **No.1**

建設業 経営状況分析は ワイズ公共データシステム



長野県行政書士会様とは、2016年2月15日に
(株)ワイズと業務提携を締結させていただきました。

提携先の会員様は行政書士登録から5年間、建設業ソフトを
無料でご利用いただけます。また、登録から5年以上経過して
いる会員様でもワイズ公共データシステムへの年間1件の経
営状況分析申請により、翌年も無料でご利用いただけます。



電子申請支援システム建設業統合版

経審/建設業許可/更新/
変更届 から入札参加まで

- ▶ 国交省・全国47都道府県の申請様式に対応！
- ▶ 平成30年4月改正 経審計算方法に対応！
- ▶ 書類作成だけでなく、経審評点シミュレーションも可能！

Point 1

事務所内でデータの共有が可能

外付けハードディスクなどで、複数台のパソコンとデータを共有してご利用いただけます。



同時アクセス可能なPC台数	2台	3台	4台	5台	6台以上
2年目以降無償継続に必要な年間申請数	5申請以上	10申請以上	20申請以上	35申請以上	55申請以上

※インストールから1年間は、複数台PCから共有データへの同時アクセスが可能です。
※2年目以降継続の場合、同時アクセスするPCの台数により無償継続に必要な申請件数が異なります。(上表参照)
※データ共有を行わない場合や、データを共有しても複数台で同時アクセスしない場合、ライセンスでご利用可能です。

Point 2

万全のサポート体制

ソフトの操作方法に不明点がある場合や、お気づきの点はお気軽にご相談・ご連絡ください。

新様式の印刷ってできるの？ 思うように印刷できない！ 点数が合わない…。この書類に対応してほしい。などのお問い合わせでもかまいません!!

お電話によるお問い合わせ
026-266-0792

【受付時間】 9:30~12:00、13:00~16:00 (土・日・祝・指定休業日を除く)

FAX : 026-266-0845 e-mail : info@wise.co.jp

※FAX・e-mailは24時間受け付けております。(回答は営業時間内になります)



下記の QR コードから CD・資料請求いただけます (お電話でも受け付けております)

おかげさまで

民間分析機関
受付実績
No.1
(弊社調べ)

<システム開発・販売>

wise

<経営状況分析機関>

wisePDS

株式会社ワイズ

本社：〒380-0803 長野市三輪1丁目8番14号 TEL. 026-266-0710 (代) FAX. 026-266-0845
MAIL: info@wise.co.jp サポートダイヤル：TEL. 026-266-0792

ワイズ公共データシステム株式会社 国土交通省登録経営状況分析機関 登録番号4

本社：〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL. 026-232-1145 FAX. 026-232-1190 MAIL: info@wise-pds.jp
営業所：北海道営業所・大阪営業所・福岡営業所

